

産業建設常任委員会

日時 平成26年8月18日(月)午前 時 分～
場所 第2委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査

報告第1号 損害賠償額の決定について

(説明～質疑)

4 討論

5 採決

6 委員長報告の確認

7 その他

産業建設常任委員会委員長報告

(平成26年8月18日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

報告第1号、損害賠償額の決定については、市道路面に散布された凍結防止剤により大型自動二輪車が転倒、負傷された事故に関して、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分されたものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって承認すべきものと決定しました。

なお、道路管理者として、凍結防止剤の散布に当たっては、適切な使用に十分留意の上、道路管理瑕疵による事故が生じないように、安全な道路環境の確保に努められるよう望みます。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。